

平成 28 年 12 月 15 日

保護者 様

福島県立いわき翠の杜高等学校
校 長 吉 田 強 栄

インフルエンザ感染・感染性胃腸炎等の対応について（お願い）

本校の教育活動に対しましては、日頃より御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本年度もインフルエンザ及び感染性胃腸炎等が流行する時期となりました。

つきましては、お子様がインフルエンザへの感染・感染性胃腸炎等への感染または疑いがある場合は、お子様の早期の回復と集団感染を防ぐ意味でも、必ず学校への連絡をお願いいたします。何卒御協力と御理解をお願いいたします。

なお、感染症等についての学校での出席扱いは下記のとおりです。

不明な点がありましたら、担任または下記事務担当まで御連絡ください。

記

1 インフルエンザは、出席停止扱い（欠席日数には含みません）

出席停止の期間の基準は、インフルエンザにあつては、発症した後 5 日を経過かつ、解熱した後 2 日を経過するまで。（学校保健安全法施行規則第 19 条に規定）
登校を再開した日に、投薬の説明書の写し等の証明となる資料を、提出してください。（これがないと出席停止扱いとならないこともあります）

2 感染性胃腸炎、風疹、麻疹、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）等は、出席停止扱い（欠席日数には含みません）

出席停止の期間の基準は、症状がおさまるまで。（学校保健安全法施行規則第 19 条に規定）
登校を再開した日に、投薬の説明書の写し等の証明となる資料を、提出してください。（これがないと出席停止扱いとならないこともあります）

（事務担当 養護教諭 香野 三枝子 TEL0246-26-2596）

学校における感染症予防法について

<感染症の種類と出席停止期間の基準>

規則 第 18 条 学校において予防すべき伝染病の種類は、下記のとおりです。

規則 第 19 条 出席停止の期間の基準は、感染症の種類に従い、下記のとおりです。

	種類	出席停止期間の基準	考え方
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 重症急性呼吸器症候群 (SARS コロナウイルス) 痘そう、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱 マールブルグ病、ジフテリア、急性灰白髄炎 鳥インフルエンザ (H5N1)	治癒するまで	感染症予防法 の一・二類感 染症
第二種	インフルエンザ	発症後 5 日、かつ解熱した後 2 日を経過するまで	飛沫感染する もので、罹患 が多く学校に おいて流行を 広げる可能性 が高い感染症
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適 正な抗菌剤治療終了まで	
	麻疹	解熱した後、3 日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発言した 後 5 日を経過し、かつ全身状況が良好になるまで	学校教育活動 を通じ流行を 広げる可能性 が高い感染症
	風疹	発疹が消失するまで	
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後 2 日を経過するま で	
	結核	症状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎、その他の感染症	(その他の感染症：条件により) 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎 マイコプラズマ感染症 流行性嘔吐下痢症 (感染性胃腸炎) など	

*出席停止と臨時休業は、学校感染症のまん延を防止対策として行われるもの。